大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報セキュリティ確保基本方針

平成28年9月23日 役 員 会 決 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)は、情報セキュリティの確保が、機構における高度な学術研究活動、共同利用・共同研究活動、教育活動、社会貢献活動及び業務運営等を安定的かつ効率的に展開するために必要な経営上の重要課題との認識の下、情報セキュリティインシデントの発生の防止及びインシデント発生時の影響範囲を最小限に止めるため、以下を指針として組織的かつ計画的に情報セキュリティ対策に取り組み、情報資産の円滑な運用と保護に資する。

- 1. 情報セキュリティに関する法令等を遵守し,適切な情報セキュリティ管理体制を構築し,必要な規程等を整備する。
- 2. 情報資産を確実に保護するため、組織的・技術的な対策を講じる。
- 3. 役職員等の情報セキュリティ意識の向上のため,必要な教育及び訓練を実施する。
- 4. 規程等,管理体制及び管理状況の評価と見直しを定期的に行い,情報セキュリティの継続的な改善を図る。

附則

大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報システム運用基本方針(平成20年情報 化統括責任者決定)は、廃止する。